



2021年12月28日

各位

会社名 株式会社アウトソーシング  
代表者名 代表取締役会長兼社長 土井 春彦  
(コード番号: 2427 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 鈴木 一彦  
経営管理本部 管掌  
電話 03-3286-4888 (代表)

## 2021年12月期第3四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る 承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2021年11月15日付「2021年12月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」にて公表のとおり、2021年12月期第3四半期報告書の提出期限を2021年12月28日とする旨の承認をいただいておりますが、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

2021年12月期第3四半期報告書（自2021年7月1日 至2021年9月30日）

#### 2. 延長（再延長）前の提出期限

2021年12月28日（火）

※本来の法定提出期限は2021年11月15日ですが、2021年11月15日付にて関東財務局より提出期限の延長をご承認いただいております。

#### 3. 延長（再延長）が承認された場合の提出期限

2022年1月14日（金）

#### 4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由

当社は2021年11月5日に公表いたしました「連結子会社における不適切な会計処理の疑い及び2021年12月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」、2021年11月15日付「2021年12月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」のとおり、当社連結子会社株式会社アウトソーシングテクノロジーの上場準備の過程において判明した、その子会社である株式会社アネブルにおける不適切な会計処理の疑義に端を発した事案について、調査委員会を設置して調査に取り組んでまいりました。

当社は、可能な限り調査の専門性・客観性・公正性を担保するため、日本弁護士連合会が定めるガイドラインに準拠した第三者委員会に準じた調査委員会として、当社と利害関係を有しない外部の弁護士・公認会計士を調査委員として招き入れ、当社グループ役職員一同も本件調査に全面的に協力してまいりました。本件調査委員会において、当社の役職員を含めた関係者ヒアリング・資料調査、デジタル・フォレンジック調査、グループ会社に対する類似事案調査等、全容解明のため調査範囲を拡大して調査を行い、当初の予定どおり、本日2021年12月28日に調査報告書を受領できる見込であります。

一方で、本件調査委員会から監査法人への影響額の共有においては遅延が生じており、監査法人による追加的なレビュー手続に時間を要している状況から、延長承認を受けた提出期限までに当第3四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限延長（再延長）の承認申請を行うことといたしました。

具体的には、この度、本件調査委員会から監査法人への影響額の共有が遅延し、かつ監査法人による監査における類似案件の追加検討をする必要が生じました。不正の範囲が広がったために監査に時間を要しており、これらを加味した四半期報告書の作成及び監査による類似案件の追加検討もあることから、延長承認を受けた提出期限までに当第3四半期報告書の提出は困難であると判断いたしました。

(1) 当初の想定を超えた不適切な会計処理の疑義の把握

(株)アネブル、(株)アウトソーシングテクノロジー、(株)シンクスバンク、(株)アウトソーシングにおける不適切な会計処理の疑義に対する調査を進めるなかで、7社32名へのデジタル・フォレンジックの結果、900通を超える不適切会計の疑いがもたれるメールが、9月21日から12月11日にかけて断続的に検出され、本件調査委員会によるメールの精査は各検出日以降、随時行われました。それとともに、(株)アウトソーシングテクノロジー及び(株)アウトソーシングの取締役及び内勤社員全員に対するアンケートの結果から把握した情報も併せて個々の認定作業を行っていった結果、12月21日の修正仕訳（修正仕訳の個数は影響額を算定した過去5年合計で約500）報告時において、当初の調査対象4社以外の連結子会社13社（うち4社は消滅会社）において幅広く、多岐にわたり不適切会計が行われていることが発覚しました。これらは、前回の提出期限延長時に把握していた不適切会計の管理リストに記載されている会社（当初4社）ではなく、上記メールチェックに基づいて、関係者へのインタビューの結果、一つ一つ特定されていったものです。

当初（11月15日付の提出期限延長時）の調査対象（4社）は以下のとおりです。

会社名	事業セグメント	関係
(株)アネブル	国内技術系アウトソーシング事業	当社孫会社、(株)アウトソーシングテクノロジー子会社
(株)アウトソーシングテクノロジー		当社子会社
(株)シンクスバンク		当社孫会社、(株)アウトソーシングテクノロジー子会社
(株)アウトソーシング	国内製造系アウトソーシング事業	-

追加の調査対象（13社）は以下のとおりです。（うち4社は消滅会社）

会社名	事業セグメント	関係
(株)アールピーエム	国内技術系アウトソーシング事業	当社孫会社、(株)アウトソーシングテクノロジー子会社
共同エンジニアリング(株)		
(株)モバイルコミュニケーションズ		
アドバンテック(株)		
(株)トライアングル ※1		当社孫会社、(株)アウトソーシングテクノロジー子会社（2021年3月31日時点）
グローバル(株) ※2		当社孫会社、(株)アウトソーシングテクノロジー子会社（2019年12月31日時点）
(株)スリーエスジャパン ※3		当社子会社（2018年12月31日時点）
(株)PEO	国内製造系アウトソーシング事業	当社子会社
(株)エレメント ※4		当社孫会社（2021年7月31日時点）
(株)ORJ		当社子会社
(株)アウトソーシングトータルサポート	国内サービス系アウトソーシング事業	当社子会社
PT. OS SELNAJAYA INDONESIA	海外製造系及びサービス系事業	当社子会社
OS VIETNAM CO., LTD.		当社子会社

- ※1 ㈱アールピーエムに吸収合併（2021年4月1日効力発生）
- ※2 ㈱アウトソーシングテクノロジーに吸収合併（2020年1月1日効力発生）
- ※3 ㈱トライアングルに吸収合併（2019年1月1日効力発生）
- ※4 ㈱アバンセコーポレーションに吸収合併（2021年8月1日効力発生）

発見された主な不正項目は以下のとおりです。

不正項目	不正内容
仕掛品過大計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理部において各現業部門より報告の上がってきた仕掛一覧を改ざんし、仕掛品残高の操作をしていた。</li> <li>・請負案件について受注見込みの時点で仕掛品を計上し始めたものの失注が判明した。その発覚を逃れるために、契約済み未検収の案件に、失注仕掛品の原価を付け替え、発覚を逃れた。</li> <li>・検収された時点ですべての仕掛品原価を費用処理すべきところ、一部費用処理せず仕掛品に残し、上記同様の手法で他の仕掛案件に付け替えていた。</li> </ul>
受注損失引当金過少計上	請負案件につき見積総原価が受注金額を上回るため、本来該当する損失部分について受注損失引当金を計上しなければならないところ、進捗の低い仕掛品案件に原価を付け替えて、受注損失が発生していないように偽装し、受注損失引当金の計上を回避していた。
売上架空計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーター取引：期末付近に同業者である人材紹介会社に、自社派遣募集 WEB サイトへの人員募集広告の掲載の依頼を行い、これを売上計上するとともに、見返りとして次年度以降、協力先人材紹介会社の派遣募集 WEB サイトに人員募集広告を掲載した。</li> <li>・循環取引：購買先に対して、年度末にコンサルティングや研修売上の架空計上を協力してもらい（見積書、注文書、請求書一式の作成）、見返りとして次年度以降、架空の支払手数料等取引を偽装し、返金していた。</li> </ul>
売上早期計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・得意先検収時に売上計上すべき請負契約につき、前受金入金時に売上を計上していた。また、契約上の検収スケジュールに基づかない請求書を発行し、それに基づいて売上を計上していた。</li> <li>・スクール事業の授業料前受部分について授業の進捗に基づかず、予算に沿うように収益認識をしていた。</li> </ul>
費用繰延	購買先に協力を要請し、期末付近について値引きキャンペーンを偽装してもらい12月の請求額を大幅減額してもらい、当該減額分を翌年1月以降の値増しに補填していた。そのほか、期末付近の支払手数料について、購買先に協力を要請し、請求書の発行を通常より遅らせてもらい、期末の未払計上を回避していた。
費用早期計上	チケット制を採用する有料職業紹介料について、チケット利用一覧を改ざんし、チケットの利用実績に基づかない、予算を意識した費用計上を行っていた。
費用の有形固定資産計上	失注もしくは追加請求ができず受注損失となっていた仕掛案件について、社内利用目的への振り替えと偽装し、固定資産への振り替え処理をしていた。
ソフトウェア過大計上	失注もしくは追加請求ができず回収不能となっていた仕掛案件について開発中の社内利用ソフトウェアへの振り替えを偽装し、無形固定資産への振り替え処理をしていた。
売上の付け替えによる減損損失回避	減損会計のグルーピング単位である事業所の売上について会計伝票を改ざんし、業績の良い拠点から業績の悪い拠点に付け替えていた。その結果、会計帳簿上、事業所損益が歪められ、本来識別すべき減損の兆候が識別されなかった。

(2) 本件調査委員会から監査法人への影響額の共有が遅延

当初の予定では12月15日に本件調査委員会が監査法人に中間報告を実施する予定でしたが、上記のとおり多数の不適切会計の疑義が生じた結果、そのひとつひとつに対して認定作業を行わなければならないため、12月15

日時点で金額確定はできず、また、多くの調査中の案件を抱えたまま前倒して実施し、12月9日に一部（不適切会計に関する動機、関与者の特定、不正項目について）の状況報告をするにとどまりました。その後12月21日に暫定の修正仕訳が固まるも、修正仕訳の多さから集計誤りも発見されており、12月28日時点でも数値が動いている状況でありました。

### (3) 監査における類似案件の追加検討

上記のとおり、新たな疑義が発見されている状況であり、監査法人は類似案件について、本件不正と同様の外観を持つ取引を特定し、監査手続を実施するアプローチをとるため、効率的に監査手続を進めるために、動機・手口を理解の上、監査手続を設計・実施することとなります。しかしながら、上記のとおり、グループ内で多数の不適切会計が行われていることから、調査委員の本件調査に時間がかかり、監査法人へ共有する情報が増えるなか類似案件監査の工数増加が想定されるということです。具体的には、監査法人は調査委員から修正仕訳一覧や随時口頭ベースで不正認定事項の共有を受け案件の全体像を把握したうえで、類似案件に関する監査方針を決定し下記の監査手続を随時実施しているものの、上記のとおり多くの会社で不正が発生していることから、監査法人からは以下の手続のうち①～③の再評価、④の監査手続の拡大に追加工数が発生すると説明を受けています。

#### (類似案件監査)

- ① 発覚した不正についてそれぞれの概要・動機・手口の理解
- ② 上記理解に基づく不正の端緒の特定
- ③ 不正の端緒を発見できる監査手続の設計
- ④ 監査手続の実施と発見事項の評価

### (4) 本件調査委員会の報告スケジュール

調査委員の類似案件調査は完了しており、本件調査委員会の調査報告書は、当初の予定どおり本日12月28日に受領できる見込であります。

当社役職員一同は、調査に全面的に協力してまいりましたが、監査法人によるグループ会社に対する類似事案監査等に相当の工数（約2週間）を要することに鑑みますと、本申請の対象となる四半期報告書の提出期限（2021年11月15日付で提出期限の延長を承認していただいた2021年12月28日）までに調査を完了し、当該四半期報告書について監査法人による四半期レビューを完了させることが困難であることから、本申請に及ぶものであります。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長（再延長）に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

## 6. 業績に対する影響について

本件不適切会計事案が当期連結業績に与える影響は、11月5日及び15日のお知らせに記載のとおり、数億円の影響であると見込んでおります。

### <見通しに関する注意事項>

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその達成を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により異なる可能性があります。

株主、投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、重ねて多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以上